

# 兵庫県公報

令和5年4月1日 土曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

公 告	ページ
○ 産業立地の促進に関する基本指針の変更（地域産業立地課）	1
○ 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例に基づく促進地域（同）	3
○ 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則に基づく立地促進事業対象事業（同）	4

## 公 告

### 産業立地の促進に関する基本指針の変更

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）に基づき定めた産業立地の促進に関する基本指針を変更したので、同条例第3条第3項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

### 産業立地の促進に関する基本指針

#### 第1 基本指針制定の趣旨

基本指針は、県内の優れた産業基盤及び地域特性を生かした産業立地を促進することにより、産業の活性化と新たな雇用の創出を図り、もって本県産業の発展と地域経済の振興に寄与することを目的とする「産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例」（平成14年兵庫県条例第20号。以下「条例」という。）に基づき、産業立地を促進する基本的方向、産業立地の目標の設定に関する事、産業立地を図るための支援に関する事、投資促進地域の設定に関する事等について指針となるべき事項を定めるものとする。

#### 第2 産業立地を促進する基本的方向

県は、兵庫県地域創生条例（平成27年兵庫県条例第4号）に定める基本理念にのっとり、県内の優れた産業基盤及び地域特性を生かした産業立地を促進することにより、産業の活性化と新たな雇用の創出を図るものとする。

##### 1 成長産業の集積

県内には高度にインフラ整備された数多くの産業団地、国際的な研究開発機関、さらには都心部のオフィスビルの集積など、地域経済の活性化及び雇用の創出に資する成長産業の活動拠点となるポテンシャルを有する地域が多数存在する。

少子高齢化や人口減少が進展する社会において持続可能な兵庫経済を確立し競争力を高めていくためには、海外市場の活力を取り込み、本県の強みを生かしながら時代潮流を踏まえた新たな産業を育成していかなければならない。

本県では、①世界的な水素・蓄電池需要の高まりや、播磨臨海地域の水素基地立地の優位性、蓄電池生産拠点の集積、②航空機産業におけるクラスターの形成や、ドローン・空飛ぶクルマの社会課題解決への活用可能性、③様々な場面で活用が進み市場の拡大が見込まれるロボット産業、④神戸医療産業都市に集積する多くの先端医療企業、⑤デジタル化の進展に伴い市場の拡大が見込まれる半導体産業、といった観点から、成長産業を①水素等新エネルギー（蓄電池含む）・環境、②航空産業・ドローン・空飛ぶクルマ、③ロボット産業、④健康医療産業、⑤半導体産業と位置づけ、これらの育成に重点的に取り組んでいく。

##### 2 本社機能・試験研究施設の積極誘致

全国的なテレワークの普及やBCP（事業継続計画）対策への関心の高まりを背景に、企業が本社機能や試

験研究施設を地方移転させる動きが見られる。また、これらの進出形態は撤退リスクが比較的小さいうえ、交流人口の増大や産学官連携の機会創出が期待できる。

以上を踏まえ、本社機能・試験研究施設については、その積極的な誘致に向け立地支援措置を手厚くし、地域の活性化を図る。

### 3 サプライチェーンの強化

新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、感染拡大防止のための行動制限、渡航・移動制限といった対策に起因する経済の停滞や人手不足による影響のみならず、大規模な財政措置による急激な需要喚起もあいまって、物流の遅延や価格の高騰を招いた。

さらに、2022年2月には、ロシアによるウクライナ侵略が開始され、サプライチェーンの混乱を悪化させたうえ、石油や天然ガス等のエネルギー、小麦等の穀物、鉱物資源等の原材料など、ロシアやウクライナが豊富に生産・輸出してきた財について、世界的な需給バランスの乱れや供給への不安から価格高騰を招いた。

こうしたサプライチェーン分断リスクは企業の生産活動に深刻な影響を及ぼすとともに、日本経済が被る経済損失は計り知れない。

以上を踏まえ、国際的な武力紛争、大規模な災害、感染症のまん延その他の経済社会情勢の著しい変化に対処するために行う生産施設の県内移転や国内の生産施設の稼働に必要な製品の内製化に係る立地促進事業については立地支援措置を手厚くし、安定した生産基盤の確保を図る。

## 第3 産業立地の目標の設定に関する事項

ひょうご経済・雇用戦略の計画期間に合わせ、同戦略において「進捗評価指標」として達成すべきKPIとKGIを年度別に設定する。

## 第4 産業立地を図るための支援に関する事項

### 1 産業立地を図るための支援に関する事項

全県において、産業の活性化と新たな雇用の創出を図るため、重点立地促進事業、本社機能立地事業、試験研究施設立地事業、サプライチェーン対策事業を中心とした立地促進事業に対する支援のほか、各種県施策と市町における独自施策を効果的に活用して幅広い産業の立地を促進していく。

#### (1) 課税の特例措置

ア 県は、条例第6条の規定に基づき、立地促進事業に係る事業税の不均一課税を行うものとする。

イ 県は、条例第7条の規定に基づき、立地促進事業施設の用に供する家屋や土地の取得について不動産取得税の不均一課税を行うものとする。

#### (2) 補助制度

ア 県は、条例第10条の規定に基づき、土地又は家屋の購入若しくは賃借を行って立地する場合や既立地企業が新たな事業展開を行う場合等において、設備投資や新規雇用に対する補助事業を実施し、事業者の初期投資の軽減を図るものとする。

イ 県は、同条の規定に基づき、家屋の賃借を行って立地する場合において、その賃料に対する補助制度により、事業者の運営費の軽減を図るものとする。

#### (3) その他の支援

##### ア 資金の融通支援

立地する事業者が、これに伴う土地、建物及び機械等の設備を取得するに際して行う資金の調達に係る融資など必要な資金の融通に関する支援を図るものとする。

##### イ 産学官連携による技術革新支援

県内に立地した事業者が大学、県の試験研究機関等との連携による技術革新を促進するための体制整備等を図るものとする。

##### ウ 人材養成支援

雇用情勢に応じた成長産業分野等の人材獲得ニーズを踏まえ、産学官の連携により、事業者ニーズを的確に反映した人材育成を図っていくものとする。

##### エ ワンストップサービスの充実強化

公益財団法人ひょうご産業活性化センターに設置するひょうご・神戸投資サポートセンターをはじめ

めとした関係機関と連携を密にしながら、企業への情報提供や進出支援などを行うものとする。

## 2 市町が行う税制及び財政上の支援に関する事項

県内への産業立地については、県及び市町が互いに協調して、立地企業に対する支援策を講じていくことが効果的である。

市町においては、その地域の実情に即して産業立地を効果的に推進するため、県施策に準じて、次に掲げる課税の特例等税制及び財政上の支援といった各種の施策を積極的に展開するよう努めるものとする。

また、立地企業の事業活動に係る利便性を高めるための産業基盤や優れた都市基盤の整備を推進するため、市町においては、道路をはじめとする公共事業の推進による社会資本整備の推進に努めるものとする。

### (1) 課税の特例措置等

立地促進事業家屋及びその敷地である土地に対する固定資産税の不均一課税又は相当額の財政上の支援策など、県の支援策に準じた所要の特例措置を講じるものとする。

### (2) オフィスビル等に入居する事業者に対する支援

立地に伴い生じる事業者の賃料負担に対する支援措置を講じるものとする。

## 第5 投資促進地域の設定に関する事項

### 1 特定臨海地域

条例第5条第1項第1号に定める特定臨海地域は、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、南あわじ市、淡路市、稲美町、播磨町とする。

### 2 多自然地域

条例第5条第1項第2号に定める多自然地域は、豊岡市、赤穂市、西脇市、丹波篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市（旧新宮町の区域に限る）、多可町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町とする。

### 3 投資促進地域においては、市町との連携のもと、産業立地を図るための支援を重点的に行い、県内全域のバランスの取れた産業立地を促進していく。

## 第6 その他産業立地の推進に関して重要な事項

### 1 コンセンサスの形成

県内産業が発展を成し遂げるには、それぞれの産業が有機的に連携しつつ成長発展していくことにより、県内の産業立地の機能を強化していくことが重要である。そのためには、周辺地区の既存産業が立地企業と同じ認識を持ち、自由かつ創造的な事業を展開しながら互いに連携を図ることが必要である。

このため、市町長は、地域産業のニーズを十分に踏まえ、幅広い関係者とのコンセンサスの形成に努めること。

### 2 国等の施策の積極的活用

県内への産業立地を効果的に促進するため、県及び市町の施策だけでなく、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）や地域再生法（平成17年法律第24号）等に基づく諸施策など、国等の施策の積極的な活用を図ること。

### 3 景観及び環境への配慮

産業立地の促進に当たっては、優れた景観及び環境の保全並びに形成にも十分に配慮しながら、戦略的な産業集積及び諸事業の推進に努めること。



### 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例に基づく促進地域

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例（平成14年兵庫県条例第20号）第5条第1項の規定に基づき、次のとおり投資促進地域を指定したので、同条第2項の規定により公表する。

令和5年4月1日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 特定臨海地域

条例第5条第1項第1号に定める特定臨海地域は、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、洲本市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、三木市、高砂市、南あわじ市、淡路市、稲美町、播磨町とする。

2 多自然地域

条例第5条第1項第2号に定める多自然地域は、豊岡市、赤穂市、西脇市、丹波篠山市、養父市、丹波市、朝来市、宍粟市、たつの市（旧新宮町の区域に限る）、多可町、神河町、上郡町、佐用町、香美町、新温泉町とする。



**産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則に基づく立地促進事業対象事業**

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則（平成14年兵庫県規則第57号）第2条第1項第3号に規定する知事が別に定める事業は、規則第5条第2項又は第7条第2項第2号に規定する本社事業所の移転等に係る県内の建築物において実施する事業であって、県内の新たな雇用の創出に寄与するものとする。

令和5年4月1日

兵庫県知事 齋藤元彦